

第1章 総則

第1条（適用）

Prime ConnectONE 利用規約 共通編第1条（利用規約の適用）第1項に規定する別冊として、当社は本別冊（当社のサービスサイトに掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。）を定め、共通編に加えて本別冊により別紙1に定める業務アシストサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスは、契約者が負う当社が提携する対象事業者のサービスに係る複数の料金の支払い債務を当社が一つにまとめて契約者に対し請求し、当社が対象事業者の定める支払期日に契約者に代行して支払うサービスです。

3 本サービスの詳細は、別途当社が提示する利用マニュアル（以下「利用マニュアル」といいます。）によるものとします。

第2条（用語の定義）

本別冊では、次の用語を次の意味で使用し、特段の定めがない限り共通編と同じ用語を使用します。

用語	用語の意味
対象事業者	当社が契約者に代わり支払いを代行することを承諾した事業者であって、日本国内に事業拠点を有する事業者のこと。

第3条（本サービスの提供範囲）

本サービスは、対象事業者が発行する日本語で記載された請求書であって、かつ、日本円での請求に対して利用できます。

第4条（本サービスの提供条件）

当社は、対象事業者が契約者において負う債務の履行内容を保証せず、また契約者が対象事業者に対して負う支払い債務を保証しません。

2 本サービスは、対象事業者が当社に申し出た金額を当社が契約者に請求するものであり、対象事業者の請求の金額の正確性について責任を負いません。

3 本サービスは、当社が対象事業者の定める支払期日に契約者に代行して支払うサービスであり、利用契約を締結したとしても対象事業者への料金支払い義務がある者は、契約者です。

4 通信サービスの請求をまとめる場合、契約者の通信料金及び通話明細といった通信の秘密を当社が本サービスの利用料金を算出する目的で閲覧し保管することに同意します。

第2章 契約

第5条（契約の単位）

利用契約は、一つの申込みで一つの利用契約を締結するものとします。

第6条（利用申込）

本サービスの利用契約の申込みをするにあたり、契約者は、当社が契約者と対象事業者との契約内容を確認するために契約書その他の書類及び本サービスを利用するための対象事業者への届出その他の手続きの事務を当社に委任するための委任状を提出する必要があります。

2 契約者は、対象事業者との契約内容が変更になった場合、変更内容を証明できる書類を当社に提出するものとします。

3 第1項の場合において、対象事業者が契約者本人による届出その他の手続きを求めた場合、契約者の責任において本サービスの利用のための手続きを速やかに実施するものとする。

第7条（契約の成立）

当社は、共通編に定めるもののほか、次の場合に利用申込を拒否できるものとし、オンラインサインアップによる利用申込では、契約の承諾を取消することができるものとします。

(1) 対象事業者が契約者による本サービスの利用を承認しなかったとき。

(2) 契約者と対象事業者との契約内容を確認できないとき。

(3) 契約者が第6条（利用申込）第3項で定める本サービスの利用のための手続きを行わないとき。

第8条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、ログインID（利用契約成立後に当社がサービス提供Webサイトにログインするために払い出す認証情報のことをいいます。）を付与した日（以下「利用開始日」といいます。）から起算し、1年間とします。

2 最低利用期間が経過する前に、契約者が利用契約を解除したときその他契約者の責めに帰すべき事由により利用契約が終了した場合、別紙2に定める解約金に最低利用期間の残存月数（端数は切り上げるものとします。）を乗じた金額に加え、その他の利用契約に係る残債務を当社の指定する期日までに一括して支払うものとします。

第9条（保証金）

本サービスの提供に際し、共通編の第12条（保証金）で定める保証金の預け入れを契約者に求めた場合、当社は6ヶ月毎に保証金の額を見直すことができるものとします。

2 当社は、契約者が対象事業者との契約内容を変更した場合、保証金の額を見直すことができるものとします。

第10条（契約者が行う利用契約の解除）

契約者は、利用契約を解除するときは、当社に対し解除日の30営業日（当社の営業日をいいます。）前までに解除の旨及び解除するプラン等を当社が別途定める方法により通知します。

2 当社は、前項に定める通知を受領したときは、契約者に対して本サービスの提供終了日を含む利用契約の終了日を通知します。

第3章 料金等

第11条（料金）

本サービスの利用に関する料金及び初期費用については、当社が契約者に対し提示する料金表のとおりとします。

第12条（料金等の支払義務）

契約者は、第11条（料金）に定める料金及び当社が契約者に代わり対象事業者に対し立て替え払いをした費用（以下料金とあわせて「料金等」といいます。）を支払う義務を負います。

2 初期費用は、利用の有無に係わらず、利用契約成立時点で支払義務が発生します。

第13条（支払証明）

契約者は、当社が定める申請方法により、支払済みの料金等に関する支払証明書の発行を請求することができます。なお、支払証明書の発行手数料は別紙2に記載のとおりとします。

2 支払証明書の発行の請求は、支払済みの料金等の支払日から1年以内とします。

第4章 損害賠償等

第14条（免責）

当社の責めに帰すべき事由により、対象事業者の定める支払期日を超えて支払ったときは、当社がその期間に相当する遅延損害金等を負担します。

2 当社は、利用規約に特段の定めがある場合を除き、前項に定める場合以外は一切の責任を負いません。

3 当社は、契約者が共通編第3章で定める事由に該当したことを理由に本サービスの提供を停止したことによって、契約者が対象事業者の利用料金の未払いリスト、延滞リストその他のブラックリストに登録されたことによる不利益を含む契約者に発生した損害及び契約者と対象事業者の間の紛争について一切の責任を負わないものとします。

第5章 雑則

第15条（反社会的勢力等の排除）

契約者は、現在又は将来にわたって、自己又はその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、相談役及び

会長その他、名称のいかんを問わず、経営に実質的に関与している者をいいます。以下、本条において同じとします。)について、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、暴力団でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等(以下「反社会的勢力等」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

- (1) 反社会的勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 反社会的勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自ら又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (4) 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、反社会的勢力等の維持運営に協力・関与すると認められる関係を有すること。
- (5) 自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- (6) その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれの行為も行わないことを表明しこれを保証します。

- (1) 暴力的な要求行為。
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、業務を妨害する行為。
- (5) その他前各号に準ずる行為。

附則

この別冊は2024年7月31日から実施します。

附則

この変更した別冊は、2025年3月19日から改定実施します。

別紙 1 プラン等

プラン	内容	
請求書おまとめ	一括請求及び請求データ提供	<p>当社が契約者に代わり対象事業者に対して、契約者が利用した対象事業者の料金の支払を代行し、契約者に対して、支払代行した対象事業者の料金を毎月まとめて一括にて請求するサービス。</p> <p>契約者が利用した対象事業者の利用料金本サービスの利用料金に関する一括請求編集データ・仕訳編集データ等を一定期間保存し、Webによりその内容を提供するサービス。</p>

別紙2 料金表

1. 解約金

40,000円（不課税）

2. 支払証明書発行手数料

1枚あたり400円（税込440円）

※別途、契約者は印紙税実費と郵送料実費の支払いをする必要があります。

別紙3 支払い

1 料金等の支払方法

(1) 契約者は、料金等を次の各号の中から契約者が申請し、当社が承諾した方法により、当社又は金融機関等が指定する期日に支払うものとします。その場合の銀行振込手数料等は、契約者が負担するものとします。

ア 口座振替

イ 請求書払

(2) 支払いに関する細部条項は、契約者と金融機関等との契約条項によります。また、契約者と金融機関等の間で紛争が発生した場合は、当該当事者双方で解決するものとし、当社は責任を負いません。

(3) 当社は、(1)により定められた支払方法で料金等の請求ができない場合、請求書その他任意の方法で契約者住所（法人の場合登記上の住所を含みます。）、連絡先メールアドレス等に料金等を請求できるものとし、契約者は当該請求に従い料金等を支払うものとします。この場合、当社は当該請求に要した費用を契約者に請求できるものとします。

2 電子文書の利用

(1) 当社は、契約者に請求書を送付するときに電子文書を利用して送信することができるものとします。

(2) 契約者は、当社からの電子文書を受信した際は、署名検証並びに電子証明書の内容確認を実施及び電子文書の真正性を確認（以下「署名検証作業」といいます。）するものとし、契約者が署名検証作業を怠ったことに起因する損害に関して当社は一切責任を負いません。

(3) 改竄又はなりすまし等の発生の結果、署名検証結果が無効となる場合、契約者は、当社に速やかに連絡し、しかるべき処置を協議することに同意するものとします。

(4) 当社及び契約者は、電子文書を法律の定めるところに従い、必要期間保管するものとします。

(5) 当社は、何らかの事情により電子文書の利用ができない場合、電子文書に代わる文書を送付する場合があります。この場合、電子文書による再度の通知は行わないものとします。